令和　年度

【専用水道施設名称】

専用水道水質検査計画

内　　容

１．水質検査の基本方針

２．水道事業の概要
（１）　給水状況
（２）　水源及び浄水方法

３．原水及び浄水の水質状況

４．水質検査
（１）　検査項目
（２）　検査頻度と検査場所

５．水質検査の実施方法

６．臨時の水質検査
（１）　臨時の水質検査を行う場合
（２）　検査項目

７．水質検査計画及び検査結果の策定及び公表

１．水質検査の基本方針

２．水道事業の概要

（１）給水状況

（令和　年度末）

給水人口（人）	一日計画最大給水量（㎥／日）	平均給水量（㎥／日）
0	0	0

（２）水源及び浄水方法

水源	浄水方法

３．原水及び浄水の水質状況

４．水質検査

（１）検査項目

検査の種類	項目数	内容
毎日検査	項目	
定期検査（　項目）	項目	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項中、
定期検査（　項目）	項目	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項中、
定期検査（　項目）	項目	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項中、
原水検査	項目	

（２）検査頻度と検査場所

検査の種類	検査頻度	検査場所
毎日検査	毎日　回	
定期検査（　項目）	毎月　回	
定期検査（　項目）	年　回（　ヶ月に　回）	
定期検査（　項目）	年　回（　ヶ月に　回）	
原水検査	年　回	

法令に定められた上記の水質検査を実施して、水質基準に適合した安全な水の供給に努めます。

５．水質検査の実施方法

水質検査は、水道事業者自らが行うことが原則となっていますが、業務の効率化を図るため、定期検査については水道法で定められた水質検査機関へ委託します。

検査の種類	項目数	水質検査の実施方法
毎日検査	項目	
定期検査（　項目）	項目	
定期検査（　項目）	項目	
定期検査（　項目）	項目	
原水検査	項目	

６．臨時の水質検査

（１） 臨時の水質検査を行う場合

水質異常が発生して、水道水が水質基準に適合しない恐れがある場合には、水源、原水、給水栓などの水質検査を臨時に行います。

ア．水源の水質が著しく悪化した時
- 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- 集中豪雨、洪水の時
- 渇水の時
- 障害生物が増殖した時

イ．水源に異常があった時
- 臭気または味に著しい変化を生じた時
- 魚が死んで多数浮上した場合
- 塩素消毒のみで給水している水道水源に、ごみや汚泥などの汚物を発見した場合

ウ．水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行している時
エ．浄水過程に異常があった時
オ. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある時

（２）検査項目

水質基準項目について行います。

７．水質検査計画及び検査結果の策定及び公表

水質検査計画は、毎事業年度ごとに策定します。この計画に基づいて行った検査の結果について、年度終了後にとりまとめ、水質の改善や次年度の検査計画に反映します。また、必要に応じて、水道需要者への情報提供に努めます。